



【WiMAX2+専用】UQ通信サービス契約申込書（個人）

お申込日 20 年 月 日

区分	<input type="checkbox"/> 初めてUQWiMAXサービスにご契約いただくお客様	必ずお近くの「区分」にシ点を記入ください。 既に契約をお持ちのお客様はMy UQ ID(8桁から14桁)、または受付番号(10桁)をご記入ください。
	<input type="checkbox"/> 既にUQWiMAXサービスにご契約をお持ちのお客様 (現在のご契約に料金プランを追加)	

重要事項説明	<input type="checkbox"/> 重要事項説明に同意の上シ点を記入ください。	契約内容書面発行	<input checked="" type="checkbox"/> 契約内容を書面にて発行させていただきます。
おまかせサポート	<input type="checkbox"/> 希望する [350円(税別/月)]	お知らせ配信	<input type="checkbox"/> 希望する 最新エリア情報や当社ならびに他社のWiMAX関連サービスや商品の お知らせをお送りさせていただきます。

契約者	フリガナ			印	保証番号 (数字4桁)	<input type="text"/>
	氏名					
	ご住所	(〒 -) 都 道 府 県 市 区				
	生年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	未成年者	<input type="checkbox"/> 未成年者の場合はシ点を記入ください。 ※下記親権者同意欄にご記入ください	性別	<input type="checkbox"/> 1. 男性 <input type="checkbox"/> 2. 女性
	メールアドレス フリガナ					
	メールアドレス	<input type="text"/>				
ご連絡先 電話番号	<input type="text"/>					

既にUQWiMAXサービスにご契約をお持ちのお客様（現在のご契約に料金プランを追加）で、
 機器のご購入をクレジットカードにされる場合は、必ずクレジットカード情報をご記入ください。

お支払方法	<input type="checkbox"/> 1. クレジットカードでのお支払い 2. 口座振替でのお支払い	クレジットカード番号	<input type="text"/>	
	【WiMAX搭載機器のお支払方法について】 ・1. クレジットカードでのお支払いを選択された場合、 基本料と同じクレジットカードでのお支払いとなります。 ・2. 口座振替でのお支払いを選択された場合、代金引換 でのお支払い(別途、代金引換手数料がかかります)となります。	クレジットカードご名義 (英字)	※ 必ず英字のご名義をご記入ください。	
	クレジットカード 会社への開会同意	<input type="checkbox"/> カード不正利用防止のため、ご登録情報を カード会社に開示することに同意します	クレジットカード有効期限	<input type="text"/> 月 <input type="text"/> 20 <input type="text"/> 年 <input type="checkbox"/> 請求書発行 オプション [100円(税別/月)]
端末支払回数 ※クレジットカード 支払のお客様	<input type="checkbox"/> 一括支払い <input type="checkbox"/> 分割(12回)支払い	【注意】 「口座振替でのお支払い」の場合は、 ご利用いただけません。		

未成年者の場合は必ず親権者が「親権者同意欄」をご記入ください。

親権者同意欄	フリガナ			印	続柄	生年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
	氏名						
	ご住所	(〒 -) 都 道 府 県 市 区					
	ご連絡先 電話番号	<input type="text"/>		メールアドレス	<input type="text"/>		

WiMAX料金プラン	WiMAX搭載機器	機種名/メーカー名	単価(税別)	数量	金額(税別)
	料金プラン	<input type="checkbox"/> ギガ放題(2年自動更新あり) <input type="checkbox"/> ギガ放題(2年自動更新なし) <input type="checkbox"/> ギガ放題(期間条件なし)		円	円
		ハート割をお申込みのお客様は右記の チェック欄にチェックを入れてください。		<input type="checkbox"/> ハート割申込	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証+補助書類、 特定疾患登録者証+補助書類のいずれかの本人確認書類の提出が必要となります。

【ご注意】 ご希望のWiMAX搭載機器により、複数の機器カラーがありますので、機種名は色までご記入下さい。色のご指定がない場合は、弊社にて指定させていただきますので予めご了承ください。

UQ製品(WiMAX搭載機器)のお届け先が、ご契約住所と違う場合のみ入力してください。

WiMAX搭載機器 お届け先	フリガナ			ご連絡先 電話番号	<input type="text"/>
	氏名				
	ご住所	(〒 -) 都 道 府 県 市 区			

端末補償サービス 希望する [380円(税別/月)]

取次店コード	<input type="text"/>	契約担当営業 部署コード	<input type="text"/>
取次店名/担当者名			取次店連絡先
セット割	<input type="checkbox"/>	ルーター機種名	セット商品
			割引額
備考欄	<input type="text"/>		

端末返還特約

UQ コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）の UQ 通信サービス契約約款に定める通常料金契約（既に締結されている通常料金契約の一部の変更を内容とする契約を含みます。以下「UQ 契約」といいます。）の申込みと同時に当社へ端末機器その他の物品（当社が本特約を適用しない旨の別段の意思表示を行ったものを除きます。以下「対象物品」といいます。）の購入に係る契約（無償で対象物品の提供を受ける契約を含みます。以下「端末売買契約」といいます。）の申込みを行う者（以下「お客様」といいます。）は、あらかじめ下記の条項に同意していただきます。なお、端末売買契約に関して、本特約に定めのない事項については、当社がウェブページ等で別途提示する条件が適用されるものとします。

（端末売買契約の解除）

第 1 条 当社は、お客様が初期契約解除制度（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 26 条の 3 に規定されている契約の解除に関する制度をいいます。）に基づき UQ 契約を解除した場合は、当該契約に付随して締結した端末売買契約を同時に解除するものとします。

（対象物品の返還等）

- 第 2 条 お客様は、前条の規定により端末売買契約が解除された場合は、当該端末売買契約に基づき当社が引き渡した対象物品（その個装箱及び取扱説明書その他の付属品を含みます。以下同じとします。）を原状に復した上で、当社が指定する期日（以下「返還期日」といいます。）までに、当社が指定する場所へ返還していただきます。この場合、その返還に要する費用は、お客様が負担するものとします。
- 2 当社は、前項の返還に際して、お客様が対象物品以外の私物等を同梱した場合であって、当該私物等が当社に到着して 90 日間が経過したときは、お客様が当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、当該私物等を任意に処分できるものとします。
- 3 当社は、対象物品についてお客様から支払われた代金がある場合は、お客様から全ての対象物品が返還されたことを当社が確認した後、お客様が指定する金融機関口座への振込みにより返金します。この場合、その振込みに要する費用は、当社が負担するものとします。
- 4 当社は、次条の規定に基づきお客様に機器損害金の支払義務が生じた場合は、当該債務とお客様への返金額の支払債務とを対当額にて相殺するものとします。

（機器損害金の支払義務）

第 3 条 当社は、返還期日を経過してもなお対象物品が返還されない場合又は返還された対象物品に破損、汚損若しくは水濡れその他の不具合が確認された場合は、お客様に対し、下表に定める機器損害金を請求することができます。この場合、お客様は、当社が指定する期日（以下「支払期日」といいます。）までに、当社指定の金融機関口座へ当該請求額を支払っていただきます。この場合、その振込みに要する費用は、お客様が負担するものとします。

対象物品の種類	機器損害金（税抜）	
(1) 当社の UQ 通信サービス契約約款に定める WiMAX 機器及び WiMAX2+ 機器	ア URoad-Stick	13,500 円
	イ ア以外のもの	20,000 円
(2) (1)以外のもの	端末売買契約における当該対象物品の売買代金と同額	

2 前項の規定によりお客様が機器損害金を支払った場合は、当該対象物品の所有権はお客様に移転します。

（延滞利息）

第 4 条 お客様は、機器損害金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社へ支払っていただきます。

（合意管轄裁判所）

第 5 条 本特約に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

日付 _____ 署名 _____